

福崎町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

福崎町教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	計画の期間	2
3	目 標	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくためには、家庭や地域を含む関係機関の協力を得つつ、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する必要がある。

福崎町第6次総合計画に含む教育大綱においても、地域とともにある学校づくりを施策の方向性の1つに位置づけ、学校が抱える複雑・多様化した課題を解決するため、関連する協議会や団体、PTAなど、学校・家庭・地域が一体となった学校づくりを目指している。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、福崎町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するものである。

(2) 本町の現状

兵庫県では、令和2年4月に、業務量の適切な管理に関する規則および方針を策定し、これらに基づき、教職員の業務量の適切な管理や健康および福祉の確保を図るための取組を進めてきた。令和5年度には、取組による成果と課題をとりまとめ、業務の削減・効率化のための「学校業務改善に関するガイドライン」を策定し、令和6年度に、中教審答申や国の通知を受け、市町教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定している。

本町では、これら兵庫県で進めている全県共通目標及び取組に沿いつつ、校務及び教材教具のICT化や施設整備に重点を置き、教育職員が働きやすい環境づくりに努め、働きがいの創出や在校等時間の縮減につなげてきた。

- 本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月31.8時間	年平均:30.0%・一月でも:50.6%	年平均:1.1%・一月でも:12.9%
中学校	月43.9時間	年平均:45.0%・一月でも:57.4%	年平均:9.4%・一月でも:25.9%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合は、年平均で小学校では約3割、中学校では約5割近くと非常に多くなっている。勤務時間外での児童生徒に関する生徒指導や保護者連絡等への負担感が大きくなっており、働き方の環境整備を多面的に図ることによって、本来の業務である魅力ある授業づくりに専念できる時間的余裕を創出することが必要である。
- ワークライフバランスの視点では、県教育委員会の指導もあり、本町としても年間10日以上の子次休暇取得を目標に取り組んできた。令和6年度は次のとおりであった。

	小学校		中学校	
	年間平均取得日数	年間10日未満人数	年間平均取得日数	年間10日未満人数
校長・教頭	5.8	7 (8人中)	4.9	4 (4人中)
教諭等	13.9	9 (69人中)	10.2	21 (47人中)
事務職員	15.1	1 (4人中)	14.1	1 (2人中)

- 臨時講師を含む教諭等及び事務職員については、特に夏季休業中等の長期休業期間を中心に年次休暇を取得しやすくなるよう研修会等を計画することによって、近年は取得が進んできた。ただ、校長及び教頭については、以前にも増して業務の多面化・重層化等が進み、取得しづらい状況が続いている。

2 計画の期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目 標

実施計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1か月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- まず 1か月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%【82.0%】
次に 1か月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%【46.8%】
次に 1年間における教職員の1か月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度
最終 1年間時間外在校等時間：360時間以下【33.8%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

- ・教育職員の年間年次有給休暇の10日以上取得者数：100%【74.2%】
- ・ストレスチェックの実施率：100%【95.2%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合：5%【7.2%】

(※【 】内は令和6年度の数値)

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

兵庫県による「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）

① 教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・町校長会・教頭会における働きがいのある学校づくりに関する情報交換

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」における検討

- ・全学校に設置し、業務改善の取組を協議

② 業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し（後掲）

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施（再掲）
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

③ ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

イ ICT活用のための校内研修の開催

ウ 欠席連絡アプリやアンケート・配布物のデジタル化、デジタル採点システム等の、ICTの積極的な活用

- ・統一のシステムやアプリの導入
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④ 「チーム学校」としての業務改善

ア 「業務改善プロジェクトチーム」における検討（再掲）

イ 外部人材の積極的な活用

- ・学習支援員、生活支援員、不登校支援員、日本語指導員、スクール・サポート・スタッフ、地域ボランティア、部活動指導員、スクールカウンセラー等の外部人材の積極的な活用

⑤ 制度・仕組みの見直し

ア チーム担任制や交換授業の実施等の指導体制の工夫

イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し

- ・好事例集の取組を推進

ウ 休日の部活動の地域展開（地域移行・地域連携）の推進

⑥ 執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
 - ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底

(2) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

① 学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
 - ・各校地域の実情を踏まえつつ、町の交通指導員をはじめ、地域コミュニティヘルパー及びスクールヘルパー、自主ボランティア等による登下校時の見守り活動の充実を推進し、生活指導上の事案など特に必要な場合を除き、教育職員の定例的な登下校指導を縮小する。

- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）
 - ・突発的な生活指導上の事案が生じた場合を除き、学校における放課後から夜間における見回りは原則行わないことにする。
 - ・夜間や休日等に児童生徒が警察等に補導された場合は、警察から直接保護者に連絡を行うこと、引取りについても保護者が責任を負うことを共有する。

- ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・小学校及び中学校の給食費については、既に整備した公会計化とともに、滞納金の催促等にも教育職員が携わらない取組を継続する。
 - ・教材費及び修学旅行費等については、受益者負担の観点から、口座引落としによる管理のもと、業者等に支払う仕組みを構築している。必要な文具・道具類については、事業者から保護者が直接購入する機会を拡充する。

- エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・学校長の報告により、保護者等からの苦情や要求が過剰である事案には、教育委員会が共に対応にあたる。また、町が契約している弁護士への相談など、活用できる体制づくりを構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
 - ・町及び町教育委員会から学校に発出する調査等は極力廃する。

- ・国及び県による調査については、既に設置している共同学校事務の機能を活用しつつ、回答に際しての支援を進める。

イ 体育館・運動場等の地域開放（「3分類」⑨関係）

- ・体育館・運動場等を地域住民やスポーツクラブ等に貸し出す場合は、施設の空き状況の確認、予約、鍵の管理等を使用者自らがPC等で行う施設予約システムを導入し、学校教職員の負担を軽減する。
- ・夏季休業中の小学校プールを児童に解放する際は、その管理及び指導は保護者が行い、学校教職員は日常的な設備管理のみとする。

ウ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃は教育職員のみならず、学習支援員や生活支援員等の町費職員も含めた学校職員全員であたることにし、学級担任等の負担軽減を促進する。
- ・教育課程及び日課表の工夫・見直しとも関連させつつ、校内清掃の場所、回数、簡易化等を図る。

エ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動の地域展開に向け、部活動指導員の確保・増員、実証事業の推進、関係地域クラブの発掘・充実等に取り組む。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・町内小中学校に配置している2名のスクールサポートスタッフが適宜巡回を行い、校務用務に加え学校行事の準備等にも携わっており、その活用の拡大を図る。

イ 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・採点作業、宿題の提出状況の確認等には、町で配置している学習支援員を含め、担任外教育職員も積極的に関わることによって、学級担任業務を軽減できるよう体制整備をする。
- ・学校でのデジタル技術が効果的に活用できるよう、学校と情報交換を密にししながら、情報端末を含めたデジタル機器の配備や教育アプリケーションの選定等に尽力する（再掲）。

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・町内6小中学校に配置している生活支援員（特別支援教育支援員）及び日本語指導員を継続し、教員との緊密な連携・協働により支援を要する児童生徒への対応を充実させる（再掲）。
- ・町では、不登校支援員を配置し、教育支援センターの運営及び児童生徒の指導・支援を担う（再掲）。また、町内4小中学校に校内サポートルーム（校

内教育支援センター)を設置し、不登校児童生徒への対応にあたるなど、ケースに応じたニーズの把握と適切な人員配置を図る。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

① 教育課程の編成・実施、特別活動の検討

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数を見える化したうえで、その適正化を図ることができるよう、ゆとりある会議・研修会の設定の仕方を含め、教育課程や授業短縮等を見直す。
- ・学校行事の精選・統合をはじめ、児童生徒会活動及びクラブ活動等を含めた適正な特別活動の在り方を検討する。
- ・年度当初の準備期間を確保する観点から、始業日の設定等、効果的な業務適正化を今後検討する。

② 勤務時間外の電話対応

- ・令和8年度中に留守番機能がある電話機を全小中学校に設置し、時間外における外部からの電話に対応する。保護者などからの緊急な連絡がある場合の連絡体制を整える。

(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ① 三か月毎の調査にて、時間外在校等時間が月平均80時間を超えた教職員には、医師（産業医等）による面接指導を指示する。
- ② ストレスチェックの実施率を100%にするとともに、実施後の高ストレス者には医師（産業医等）の面接指導を受けるよう指示する。
- ③ 町内に配置する3名のスクールカウンセラーを活用することも含め、教育職員が心身の健康問題について相談しやすい体制を向上させる。
- ④ 夏季休業や冬季休業等の長期休業中に、教育職員がまとまった年次有給休暇を連続して取得しやすいよう、神崎郡校長会による教科等研修会開催方針と歩調を合わせつつ、研修会等の持ち方を検討する。
- ⑤ 夏季休業中の8月13日から15日までの3日間を、町内小中学校の一斉閉校期間に設定する。保護者などからの緊急な連絡がある場合の連絡体制を整える（再掲）。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ① 定例教育委員会及び総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告し、実施計画の確認・協議を行う。
- ② 町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を三か月毎に把握し、課題が見られる学校に対する個別の支援・指導を行う。
- ③ 支援が必要な児童生徒・家庭については、町の福祉部局及び町保健センターとの密接な連携を図り、事案に応じたケース会議を開催する等、対応を図る。
- ④ 兵庫県教育委員会が作成している共同メッセージ等とともに、福崎町の実施計画の内容について、学校ホームページへの掲載やPTA会議、学校運営協議会等を通じて保護者や地域住民に理解促進と周知を図る。